

独自利用事務の情報連携の活用をご検討ください！

独自利用事務の情報連携によって、提出する添付書類が大幅に削減できます。

・独自利用事務とは

地方公共団体等が独自に条例で定めることによって、マイナンバーの利用が可能となる事務（番号法に定められた事務に類するもの）を言います。

窓口での声・・・

【住民から】

- ✓ 課税証明書は、介護保険料の減免申請には不要なのに、自治体の介護サービス費の減免申請には必要と言われて、とても不便…

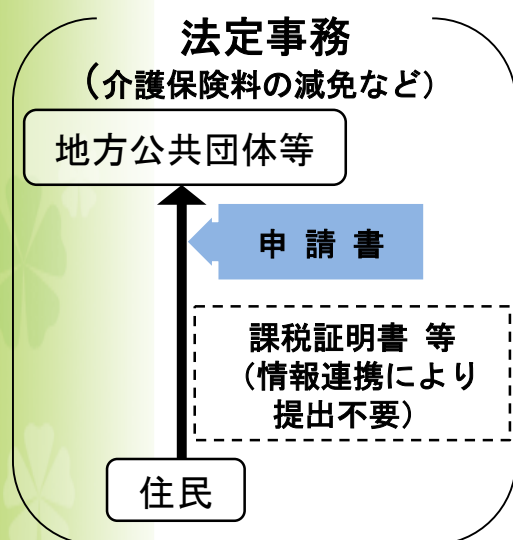
【職員から】

- ✓ 独自利用事務でも情報連携できれば、短時間で事務が行えるのだが…

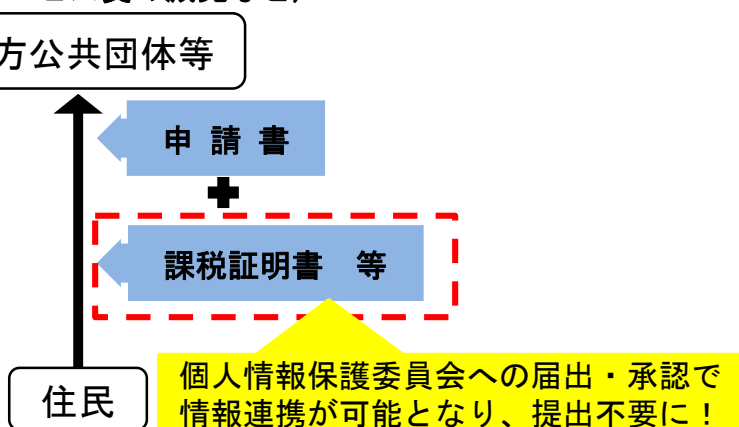


独自利用事務において情報連携を活用することにより、住民の提出書類の削減、職員の事務効率化が実現できます。

〔イメージ〕



独自利用事務
(介護サービス費の減免など)



＜このような添付書類の省略が可能な独自利用事務の例＞

- 介護サービス費の減免申請
- 単独市営住宅の入居申請
- 外国人による生活保護の申請
- 高等学校等の学び直し等のための就学支援金の申請
- 地域子ども・子育て支援事業の利用申請

など

幅広い事務分野（35事例）で活用可能！

⇒ 平成30年11月1日現在、1,183団体、8,247事務で活用されています！